守口市工業活性化支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の中小工業者（以下「事業者」という。）が工業基盤の安定及び強化並びに工業活性化を目的に実施する事業に係る経費の一部を予算の範囲内で補助する守口市工業活性化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　中小工業者　会社及び個人であって、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業又は製造業（それぞれ日本標準産業分類（令和５年総務省告示第256号）に規定する鉱業、採石業、砂利採取業、建設業又は製造業に分類される事業をいう。以下「鉱業等」という。）を営んでいるものをいう。

(２)　会社　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号に掲げる中小企業者である会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に規定する会社をいう。）をいう。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の４第17項各号に掲げる法人及び国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を除く。

(３)　個人　中小企業基本法第２条第１項各号に掲げる中小企業者である個人事業主をいう。

(４)　特許権　特許法（昭和34年法律第121号）第66条第１項に規定する設定の登録により発生する権利をいう。

(５)　実用新案権　実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条第１項に規定する設定の登録により発生する権利をいう。

(６)　意匠権　意匠法（昭和34年法律第125号）第20条第１項に規定する設定の登録により発生する権利をいう。

(７)　商標権　商標法（昭和34年法律第127号）第18条第１項に規定する設定の登録により発生する権利をいう。

(８)　産業財産権　特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。

　（対象者）

第３条　補助の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１)　市内に事業所を有し、かつ、市内で鉱業等を継続して１年以上営んでいる中小工業者

(２)　市税の滞納がない者

（補助事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(１)　生産性向上を目的に導入する設備等であって、直接に事業の用に供するもの（次に掲げる設備等を除く。以下「生産性向上設備等」という。）の設置（以下「生産性向上設備等設置事業」という。）

ア　リース契約（リース物件の所有権が借主に移転しないものに限る。次号アにおいて同じ。）に基づき導入した設備

　等

　　　イ　複数の事業者で共同所有する設備等

　　　ウ　完全親会社（子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。）とその子会社の間で売買に基づき取得した設備等

　　　エ　既存の設備等の更新のために取得した同等の設備等

(２)　事業所の周辺住民に配慮して、生活環境を保全又は改善することを目的に設置する設備等であって、当該目的にのみ用いるもの（次に掲げる設備等を除く。以下「生活環境保全設備等」という。）の設置（以下「生活環境保全設備等設置事業」という。）

　 ア　リース契約に基づき導入した設備等

　　 イ　複数の事業者で共同所有する設備等

ウ　完全親会社（子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。）とその子会社の間で売買に基づき取得した設備等

　　 エ　既存の設備等の更新のために取得した同等の設備等

(３)　販路開拓を目的に100社以上が出展している展示場への出展（以下「展示場出展事業」という。）

(４)　自社ホームページの新規開設又は改修（以下「ホームページ開設又は改修事業」という。）

(５)　事業内容を周知することで事業所の周辺住民への操業理解の向上につながることを目的として、中小工業者が自ら実施する地域交流又は地域支援（以下「地域交流事業」という。）

(６)　職場環境を改善することで労働意欲を高め、人材を確保していくことを目的とした設備又は施設の整備（従業員を雇用し、又は雇用しようとする事業者が実施するものに限る。以下「職場環境改善事業」という。）

(７)　従業員の資質向上及び能力開発を目的とした研修の参加又は免許、資格等の取得（以下「人材育成支援事業」という。）

(８)　産業財産権（申請日の属する年度に設定登録され、又は拒絶査定されたものに限る。）の取得。ただし、設定登録後に実用新案技術評価請求を行う場合については、実用新案権（申請日の属する年度に実用新案技術評価書の送付を受けたものに限る。）の取得及び実用新案技術評価請求とする。（以下「産業財産権取得事業」という。）

(９)　インターンシップの実施（以下「インターンシップ実施事業」という。）

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる補助対象経費からこの要綱の規定による補助金以外の補助事業に係る補助金、助成金その他の収入を控除した額に同表に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と同表に掲げる補助限度額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、この要綱により交付する補助金の額は、１会計年度内において、１社当たり300,000円を上限とする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助事業を開始するとき（産業財産権取得事業については、補助事業の完了が見込まれたとき）までに守口市工業活性化支援補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書

(２)　申請者の業種が確認できる書類の写し

(３)　法人登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は確定申告書の写し

(４)　納税証明書の写し（発行日が申請日から３か月以内のものに限る。）

(５)　地域交流事業を除く補助事業に対する補助を受けようとする者にあっては、別表に掲げる補助対象経費に係る見積書の写し

(６)　生産性向上設備等設置事業、生活環境保全設備等設置事業又は職場環境改善事業に対する補助を受けようとする者にあっては、仕様書その他の当該補助事業の内容が確認できる書類の写し

(７)　生産性向上設備等設置事業に対する補助を受けようとする者にあっては、生産性向上設備等の導入により事業に対し見込める効果について、認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第32条第１項の規定により主務大臣の認定を受けた者をいう。）の所見等が記載された書類

(８)　展示場出展事業に対する補助を受けようとする者にあっては、当該展示場の概要が確認できるもの

(９)　ホームページ開設又は改修事業に対する補助を受けようとする者にあっては、開設しようとするホームページの概要が確認できるもの又は既存の自社ホームページの全ページの写し

　(10)　生活環境保全設備等設置事業又は職場環境改善事業に対する補助を受けようとする者にあっては、現場状況の写真

　(11)　 職場環境改善事業に対する補助を受けようとする者のうち、従業員を雇用していない者にあっては、従業員を雇用しようとすることが確認できる書類

(12)　産業財産権取得事業に対する補助を受けようとする者にあっては、特許庁に提出した書類の写し及び特許庁から交付された書類の写し

(13)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行い、守口市工業活性化支援補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（交付申請の内容の変更）

第８条　前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による交付決定があった後で、第６条の規定による交付申請の内容を変更しようとするときは、守口市工業活性化支援補助金交付申請内容変更申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の内容の変更を承認すべきものと認めたときは、守口市工業活性化支援補助金交付申請内容変更承認通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(１)　実績報告書

(２)　補助事業に係る領収書の写し又は支払いを確認できる書類

(３)　生産性向上設備等設置事業又は生活環境保全設備等設置事業に対する補助を受けようとする者にあっては、生産性向上設備等又は生活環境保全設備等に係る納品書の写し

(４)　生産性向上設備等設置事業、生活環境保全設備等設置事業、展示場出展事業、職場環境改善事業又はインターンシップ実施事業に対する補助を受けようとする者にあっては、現場状況の写真

(５)　ホームページ開設又は改修事業に対する補助を受けようとする者にあっては、新規開設し、又は改修した自社ホームページの全ページの写し

(６)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに守口市工業活性化支援補助金確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の交付の請求）

第１１条　補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに守口市工業活性化支援補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１２条　市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

　（補助金の交付決定の取消し）

第１３条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　不正な手続により補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金の交付目的以外に使用したとき。

(３)　生産性向上設備等設置事業、生活環境保全設備等設置事業又は職場環境改善事業に対する補助を受けた者にあっては、設置した当該生産性向上設備等若しくは当該生活環境保全設備等又は職場環境改善事業により設置若しくは改修を行った設備若しくは整備した施設等を交付決定の日から２年以内に売却し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付け、又は市外に移設したとき。

(４)　ホームページ開設又は改修事業に対する補助を受けた者にあっては、新規開設し、又は改修した自社ホームページを交付決定の日から２年以内に閉鎖したとき。

(５)　その他この要綱に違反したとき。

　（補助金の返還）

第１４条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

　（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、工業活性化支援補助金主管部長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　（守口市モビオ常設展示場出展補助金交付要綱の廃止）

２　守口市モビオ常設展示場出展補助金交付要綱（平成26年６月19日施行）は、廃止する。

　　　附　則

この要綱は、令和４年４月13日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| 生産性向上設備等設置事業 | 生産性向上設備等の購入代金、運搬費及び据付工事費 | 50パーセント以内 | 250,000円 |
| 生活環境保全設備等設置事業 | 生活環境保全設備等の購入代金、運搬費及び据付工事費 | 250,000円 |
| 展示場出展事業 | 出展小間料金、装飾経費及び出品物搬出入経費 | 250,000円 |
| ホームページ開設又は改修事業 | 新たに開設し、又は改修するホームページのコンテンツ製作費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入費、独自ドメイン取得料、ホームページ作成ソフト購入費及び委託料 | 150,000円 |
| 地域交流事業 | 広告宣伝費、材料費、会場借上料、レンタル料及び委託料 | 150,000円 |
| 職場環境改善事業 | トイレ、洗面所、更衣室、シャワー等の職場環境の改善を図ることを目的とした設備の設置又は改修に要する経費及び職場環境の改善を図ることを目的とした敷地内の施設等の整備に要する経費 | 300,000円 |
| 人材育成支援事業 | 外部から招へいした講師に対する講師料、外部の研修機関等に対する受講料及び業務上有用と認められる免許、資格等の取得に要する受験料又は受講料（既に取得している免許、資格等の更新に要する費用及び当該免許、資格等の取得に必須でない費用を除く。）並びに研修等の開催のために必要と認められる機材、機器及び貸し会議室等の借上げに要した経費 | 150,000円 |
| 産業財産権取得事業（特許権） | 産業財産権の取得に要する出願手数料、登録料、電子化手数料、出願審査請求手数料、実用新案技術評価請求手数料、先行技術調査料、弁理士又は弁護士手数料その他産業財産権の取得に要する費用として市長が認める経費 | 250,000円 |
| 産業財産権取得事業（実用新案権、意匠権及び商標権） | 150,000円 |
| インターンシップ実施事業 | インターンシップの実施に当たり実習生が加入する傷害保険料、損害保険料及び賠償責任保険料、実習生の交通費その他中小工業者がインターンシップを実施するに当たり実習生に要する費用として市長が認める経費 | 100パーセント | 20,000円 |